

平成28年白老町議会財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成28年11月16日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時28分

○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化プラン見直しに関する調査

(1) 重点事項の討議

- ①公共施設
 - ②人件費
 - ③バイオマス燃料化事業
 - ④白老町国民健康保険病院事業
 - ⑤病院改築事業
 - ⑥収支見通し
-

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	氏家裕治君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	本間広朗君	委員	西田祐子君
委員	松田謙吾君	委員	前田博之君
議長	山本浩平君		

○欠席委員（1名）

委員 吉田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

町民課長 畑田正明君
町民課主査 齋藤大輔君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 南光男君
主査 増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程についてであります。

白老町財政健全化プラン見直しに関して、本日はレジメに記載のとおり、1番目、重点事項の討議について。1点目、公共施設、2点目、人件費、3点目、バイオマス燃料化事業、4点目、白老町立国民健康保険病院事業、5点目、病院改築事業、6点目、収支見通しの6項目の討議を予定しております。

それでは、重点事項について、レジメに記載の順番で討議を行います。重点事項6項目の討議の進め方として、①町側との質疑をもとに、重点事項ごとに討議を行います。②討議に当たっては、会派での協議を踏まえた発言を行っていただきますようお願いいたします。③討議における意見については、本委員会の報告書をまとめる際に重要となりますのでよろしくお願いいたします。

討議は自由討議で進めてまいりたいと思います。自由討議は発言の回数を制限しませんが、各委員の討議の機会が保障されるよう、討議が一人の委員に独占とならないよう、努めていただきますしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

委員相互の意見をもとに、是非を検討し、一定の結論を各重点事項別に出せればと思っております。

それでは、自由討議を行います。まず1点目の「公共施設」について、討議があります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 会派きずなでございます。公共施設について3点あります。平成22年度に制定された白老町住宅マスタープランが実行されてこなかったということがあります。公営住宅については、新たに策定予定であるが、早急に計画を立て、予算づけを行い、実行すべきである。2点目、廃止及び除却建築物は計画どおり行うべき。3点目、統合、縮小に伴い、町民サービスの観点から、新たな再編や施設整備も考えるべきである。以上であります。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党、氏家です。この公共施設については、さまざまな課題が残っているものと思いますが、32年までのこのプログラムに関しては、今年度策定するといわれています白老町公共施設等総合管理計画、これまで示されていませんけども、今までの議

会議論を踏まえた中での計画になるものと思われま。こういったものが全て示されてから、本来であれば議論するべきものだと思いますけども、こうした公共施設等の総合管理計画をしっかりと着実に実施することが大事であろうと思います。あと何点かありますけども、この1点ぐらいにしておきます。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） いぶき、吉谷です。この公共施設の総合計画の中で1番重要になってくるのは、住民との協議、施設の除却、廃止、統合については、地域住民との協議が重要になってくると思います。そこの部分を十分に行い、その上で、民間で運営するのか、そういったことを行っていただきたいというふうに思います。

総合管理計画につきましては、先日ここ5年以内、10年以内にやるべき施設というのが明示されましたが、計画の中でありまして30%を実現するには、あの出てきたものの倍以上、3倍近くの施設を整理、除却、統合していかなければ計画の数値になっていかないというふうに思いますので、着実に実行することと、計画を早期に行うことが重要だというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、みらい、山田です。皆様と大体同じ意見ですので、同じということで。ただ、地区協議会の組織づくりがちょっと遅れぎみですのでしっかりとやっていただいて、町民との協議の上、きっちり進めていただきたいということだけ強く意見しておきます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。共産党の考え方ですけれども、総合管理計画がまだ完成していないという状況です。少なくとも総務文教常任委員会で、今所管事務調査でやっているのですけれども、スクラップが中心という中で、今回の計画の中でビルドが出たということでもあります。当然この総合管理計画に基づいて、町は長期方針の中でやると。ですから、20年間、10年間、5年間という長いスパンの中で町が方針を立てていると、このことについては、私たちは非常にいいことだろうと。やはり20年後を見据え、10年後を見据え、5年後を見据えたような計画をきちんとまちがつくるということが、今の人口減少や少子高齢化に対応する、最も大きなものだと思いますので、そこはいいのかというふうに思っています。ただ、ここでやはり問題になるのは、確かに1,000万円、5,000万円という財政裏づけが若干示されていますけれども、これでは財政裏づけは私は全然足りないと思うのです。これは相当な金額になると思います。ですからスクラップも公共管理計画に基づけば、公共施設の問題でいえばスクラップオンリーではないわけですから、スクラップだけではないわけでビルドもあるわけですから、そこのやはりその財政裏づけをきちんとつくっていくこと。20年間に、もう本当にそういう長期方針の中でつくっていくこと。それと、やはりスクラップもビルドも優先順位をきちんと明確にすると。これが先ほどから出ている町民合意を勝ち取るための前提条件になります。当然、町のほうもいっていますけれども、例えば今回の象徴空間の関係で社台公民館は早

くやるというような方向でいるようではすけれども、やはりそういう優先順位を明確にして、それで町民にきちんと働きかけて合意、納得を得ていくという、そういうそのプロセスが我々は必要ではないかというふうに考えています。以上です。

○委員長（小西秀延君） ただいま出されている意見に、質問または意見の追加等ございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。大ざっぱにですが意見として出ておりますのが、住宅マスタープランがあまり着実に実行されてこなかった。やはり早急に予算立てをして、それらを実行していく必要があるだろうと。

また、廃止、除却等の建築物の予定になっているものはきちんと計画どおりに行っていく必要がある。町民と新たな施設整備について検討も必要であるだろうと。廃止だけにとどまらずという意味で、町民と新たな施設整備を検討していくと。

また、今つくられております、新しい総合管理計画を着実に実施していくことが必要だろうということでございます。統合、廃止、除却等については、町民との話し合いが重要であると。5年、10年以内に除却する、また30%公共施設を削減していくという計画を着実に実行していくと。

地区協議会がなかなか進んでいない形があると。着実に町民との話し合いを実行し、推進していくべきであろうと。

公共施設等の総合管理計画でスクラップ中心に計画が示されたが、中にはビルドということもありますが、長期方針という形、5年、10年、20年となっているところは一定の評価ができる。

将来を見据えて、5,000万円の除却、また、基金1,000万円という予算立てがなされておりますが、除却等には相当な金額が予想されると。それをきちんと今後どういうふうに積み立てていくことと、計画的に行っていくことが必要であろう。財政的にそのような資金が必要になってくるということでございます。きちんと財政裏づけをつくること。

また、優先順位を明確にして、町民との合意を図っていくことが大切だろうというような意見が出されたかと思えます。そのような意見を統合するというような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは公共施設等については、そのようなまとめ方をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは次に、人件費のほうに入りたいと思います。人件費で会派でおまとめの意見があります方はどうぞ。どなたか会派でおまとめの意見はございませんか。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党、氏家です。人件費につきましては、今後の課題と展望から見られるように職員数の適正化というのは重要な課題になってくるのだろうと思います。人口はどんどん減っていくにしても、業務量が増大していくというところについては、この今後

の職員の適正化については、いま一度まだまだ議論しなければいけない部分があるのかと思いますが、今後4年間のこの32年までのこのプログラムに照らし合わせたときに、果たして、今、町民の活動団体、活動団体という言い方がいいのかどうかちょっとわかりませんが、例えば民生委員、それから町内会、そういった団体の活動の活用というものが、果たして行政としてうまくできているのかどうか。ここにすごく疑問を感じるわけであります。例えば民生委員さんにしても、町内会活動にしても、行政が何のためにそういった方々の活動があるのかということをしっかりとはまえないと、行政は行政、民生委員さんは民生委員さん、そして町内会活動は町内会活動というような、そういった単独の活動になっていないかということがすごく疑問に感じます。なぜそういうことを言うかということ、例えばこれからは福祉の業務というのはどんどん増加していくことにあると思います。その中において、1番、今その中の中心的な役割を示しているのが、例えば地域の民生委員さんの活動であると思います。そうした活動の中から見えてくる地域の課題等々が、実際行政のほうにしっかり理解されているのかどうかということが、私の今までのいろいろな活動の中ですごく疑問に思われるところがあります。しっかりそういったところとの連絡、協議、そういったものがあれば、行政が改めて何かの調査をしなければいけないとか、そういったことも防がれるような気がしてなりません。ですから、限られた人間、限られた職員で今後さまざまな、今例えばの話で福祉の話をしましたけれども、さまざまな場面でまちにあるそういった活動団体の活用を促すことで業務の補完をしていただくということが大事になってくるような気がします。この1点だけです。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、みらい、山田です。今、そもそもの人員数のことが公明党さんから出ましたけれども、その削減率について、うちの会派では、財政健全化の手法としては、給料削減は根本的な解決策ではないので、なるべく早く戻してあげたいという気持ちが多いのですけれども、やはり3度目の財政危機を起こしてはならないという、その不安から、実質公債比率が18%を下回る決算が確定する年度末までその削減期間としていて、平成30年から戻すようなプランになっているのですけれども、やはりそこはちょっと慎重にすべき。今回緩和するのは賛成なのですけれども、18%を下回る期間、決算が確定する年度末というところがちょっと引っかかっておりまして、もう少し慎重にみてはいかがかという意見になりました。

あと理事者の給与削減率なのですけれども、これも45%は大変少なかったのもやり過ぎという気持ちはあったのですけれども、その10%になるのもちょっと戻し過ぎではないかという、何%がいいのかはわかりませんが、ここもちょっと慎重にしてはいかがかという意見が出ました。

○委員長（小西秀延君） 18%を切れば戻すというのは早いのではないかということでしたか。ある程度、削減率も具体的に町から出てきております。そういう点で、まだ具体的にご意見をお持ちの会派はいらっしゃいますか。

13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 会派として、これから何点か具体的に話しますけども、るるについては討議の中で議論させてもらいたいと思いますけども、まず平成 20 年度の新財政改革プログラムで町職員みずからが 10 年間と決めた給与削減を、議論されていましたが、普通のまちとして 2 年で戻してしまっただと。こういうことも含めて、これも合わせて、平成 24 年度に歳入欠陥を生じたと。そして 26 年 3 月に再度財政健全化プランをやらなければなくなったという、私は町には責任がまだあると思います。この中で、現在も町民に多くの負担を求めていますし、今回の見直しでも町民の軽減という分が具体的に示されておられません。それと、これも議論の中にありましたけども、数字を使わせていただきますけども、平成 27 年度白老町の勤労者 5,008 人の収入は、10 年前と比べて 16 億 6,000 万円減収していると。白老の経済環境ありますけども、旭化成だとか、日本製紙の職員、社員が減ったという部分もありますけども、それを抜くとかかなりの今の町民の人方が厳しいと。町民の 8 割方が 200 万円台で暮らしているというのが実態です。ということを含めると、よそのまちと、これは職員給与がどうだということは比べる状況には今ないと思います。今、白老町がどういう状況に置かれているかという上に立って、勤労者あるいは生活、暮らしです、それを踏まえるべきだと。そしてバイオマス燃料化施設、港湾、これはいろいろ議論ありますけども、これまでの説明では大きな政策転換ないです。そこに大きな投資がされています。あるいは赤字の垂れ流しをされています。それを考えれば、人件費を本当に今見直す理由に当たるのだろうかということ。そしてもう一つは、具体的に言うと期末手当、ボーナスは対象になっていないのです。そして今回また人事院勧告でボーナスもふえますし、年齢的によっては若干の見直しあります。それを含めると、実質的にはそれほどの削減率になってこないのです。そういうこともやはり考えなければいけない。これは裏に隠された事実です。そして先ほどありましたけども、実質公債比率が 18%を下回る決算が確定する年度末まで継続としています。平成 26 年 3 月の計画では、給与の削減は平成 32 年までの財政健全化プランの期間とすると、こう言っているのです。そうして、この公債費比率は過度な事業をやったことなのです。そうすると、こういう実質公債比率を今回、削減見直しの条件にするというのは、財政運営上は私は論外だと思います。何でここにこういう論理のすりかえになってきたのかと思います。先ほど同僚委員も言っています。よその町村は公債比率 1 桁台です。それを、ことし 28 年に 18 に割るからすぐに公債費比率が 18%に下がったとなります。こんなのは論外です。私とすれば、会派としても本当に何でこういうことが出てきたのかと、ちょっと論理のすりかえ甚だしいと思います。そして財政健全化プランの終了時まで継続するという事です。当然、管理職手当の削減についても同じく考えるべきではないかといひます。それで、もう一方、もっと前向きにすると私は継続プラン終了時まで見直しはすべきではないと思っていますけど、一步譲っても、そうすると、この 32 年度の間に人件費を戻すのであれば、私は 32 年までやるべきだと思いますから、傾斜的な仮に削減を認めたとしても、そういう中であれば、人件費を戻すのであれば、政策的に見える形で町民の負担を軽減すべき

だと思えます。これについてももし議論があれば、討議の中で議論しますけども、そういうことです。それと、今言ったように特別職は現在の削減率、非常に45%から10%、今1,300万円ぐらいのが10%になると200万円ですから、800万円ぐらい戻ることになるのです。これはちょっと、みずからトップの責任としては、私はちょっと考える余地が十分にあるのではないかと思います。そして、今小西委員長のほうから、率なんか云々と言いましたけども、妥協として、一步譲ったとしても、特別職は現在の削減率の半分程度で十分ではないか、以下ですね。それと職員については、4年間である程度の財政状況、財源留保をきちんと明示した上でやるのであれば考える余地はあるかと、こういうことです。ではこの削減することによって、いくら財源が必要かということは、これは町側は一切出ていません。それと10月6日に、32年までに削減するという資料が出て説明あったものが、11月何日かのときには、31年度でもう給与削減解消するといっているのです。その裏づけ資料を見たら先ほど言ったように、実質公債比率の資料を出して、線グラフ表出して、下がるからいいのだという裏づけです。こういうことはちょっと、先ほども何回も言いましたけれども、論外かと思うんです。ですから、そういう部分で、この前のときに議会から資料要求をやって、支出項目の中身、歳入の積み上げ出た、縦の数字ではありますけども、では、この給与費に対して削減することによって効果額は出していますけども、その裏を考えるあれだけの削減額になるのだと。それが4年間でいくら財源が必要なのだということが出ていないのです。これがなければ議論ができないと思うんです。そういう部分で、職員についても、もしどうしても言い方はおかしいですね、やるという姿勢にありますので、4年間でどのような形でやるかということきちんと明示しなければいけないと思います。財源もどうするかということも明確に町側から答弁もらわなければ議論できないと思います。そして人員管理については、今役所の中は非常に町側は人がいないというけども、予算からいけば業務量減っているのです。ただ、新たな業務は発生していますけども、だけでも人口見合いでいけば、かなりの仕事量、正直な話減ってきています。一方、ふえているところもあります、福祉関係。そういう中でいくと、人事管理は、これは普遍的な言葉ですけども、適材適所、組織見直しなどで人口減少に見合う、あるいは行政需要に見合うようにだと思えます。そういうことで、これまでそういうことで数字を出していますので、現在の定員プランを継続すべきということでもあります。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかにありますか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。考え方の問題をちょっとお話ししたいと思うんですけども、人件費というのは、やはり我々は理事者の削減と職員の削減というのは全く違うものだというふうに考えています。当然、これはいろいろなことが言われますけれども、職員の皆さんの給料というのは、これは保障されて当たり前のことです。元に戻して普通ということだというふうに理解しています。ですから、基本的には人件費を削減して町政運営をしなければならない、町の運営の仕方のほうに問題があるのです。削減率を戻すということが議論の対

象みたくなくなっていますけれども、本来からいってそういうことではないのです。これは給料が保障されて、人事院勧告で決まって、公務員の給料というのは決まっています、それに対して準じて地方公務員の給料は決まっているわけですから。ですから、私は議論的に言えば、そのところを理事者の判断で職員の給料を削減しているというふうに私は思っています。ですから、削減すること自体が私はおかしいというふうな基本的な考え方です。しかし、財政運営上、地方自治体が財政的に立ち行かなくなったときに、これを利用して財政再建をしているということは、これは周知の事実であります。ですから、これは避難的にやらざるを得ない場合もあるでしょう。理事者の削減と職員の削減とは全く違うものだというのが私たちの認識です。それで、一つは、では具体的に議論するのは、これからどんどんいろいろ議論したほうがいいと思うのですが、今回の計画の中で、私ずっと言っていました、前倒しすべきだと。前倒しないのであればずっと継続するといっているのだから。おかしいのではないのことは言っていました。今もそこはそう思っています。人件費ではなくて、計画を前倒ししないと人件費は戻せないと書いているのです。だから前倒しないで戻すのはおかしいのではないかと行ってきたけども、いろいろ答弁ありました。理解するかどうかは別です。私はやはり30年に、ここに書いているのは、30年から削減解消として推計すると書かれているのです。これは私は明記すべきかどうかというのはかなり疑問です。明示すべきどうか。どういう意味かという、30年から全額戻すということでしょう。今回の起債制限比率では、30年度末では14.7になるとなっているのです。ですから、そういうことでいって、今、実質公債比率の議論がありましたが、そこはやはり議論をすべき部分だと思います。そういうことから、30年に、前に公明党さんが言っていましたけども、計画を30年に見直したらどうだというような話をしていました、総合計画にあわせてプランを見直すべきだというお話がございましたけども、私も31年にやって、32年の分をつくるのということになるわけですから、29年、30年の分で30年に見直しをして、このときに戻すのなら戻す、戻さないのなら戻さないというのならいいのですけれども、今30年に戻すということを明記することは、私はいかなものか。そのところは思っております。基本的には戻すべきだと思っておりますけれども、30年ということでは明記するのはいかなものかというふうに思っています。ですから30年にこのプランを再度見直す中で、検討するというようなことであれば理解できる部分はありますけれども。もう一つは、理事者の部分は我々が言ってもいいのかと思うのだけでも、ここは難しいところです。ただ、45%から10%というのは、私は町民感情として大体受け入れられる中身なのかと思うのです。ですからこの部分、何ぼがいいとかということをお我々が言うのも変な話なのだけでも、どうでしょうか、ちょっと私はこの部分は疑問を持っています。

○委員長（小西秀延君） ほかにございませんか。

3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） いぶきの吉谷です。人件費の件については、今まで各委員から経緯であったりとか、そういった話は十分承知していますし、そのとおりだというふうに思っており

ます。その中で、人件費については、もう少し慎重にすべきではないか。逆に言うと、もっと段階的に進めるべきではないかというふうな意見であります。それについてはプランの目標の数値、先ほど出ていました18%という数字は達成見込みだということは十分理解できるのですが、今までの経緯を考えれば、やはりそこは慎重にすべきだというふうにも思いますし、今後、新たなといいますか、町民サービスをその分戻すであるとか、先ほどもあったように今後、公共施設等々で、また予算も計上しなければいけない部分が出てきたりしています。そういったことを考えていくと、プラン当初のときは削減一辺倒できて、ここまでようやく何とか先が見えてくるような段階というか、目標数値まで達したというのは理解できるのですが、そういった新たな財源とかというのも見えてきた中で、これをそのまま出てきたものを進めるというのはどうなのかという意味で、もう少し慎重に進めるべきではないかという意見であります。

○委員長（小西秀延君） これは職員、理事者両方ということによろしいですね。まず職員の定員管理についてですが、定員管理については人口減少や、これからの町民活動、町内会や民生委員など福祉業務が増大している中で、もっと活用を考えて、これからの職員定員管理にも業務を考え、それらを生かしていただきたい。定員管理には以上のようなご意見が出ているのですが、定員管理については、そのような意見で皆さん統一できますでしょうか。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。私もよく適材適所というふうに申し上げます。簡単に聞こえるかもしれませんが、適材適所というのは非常に大切で、例えば計画を策定しているような課では、今でもものすごい残業量があるようですので、その部署、部署によって、ここは忙しくなるというところにはやはり厚く人員を配置していただきたいというふうに思うのですが、そういうのをひっくるめて適材適所という言葉、同僚委員もおっしゃっていましたけども、入れていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、氏家です。先ほど前田委員のほうからもありましたけども、前田委員のところの議論がもしあれば、皆さんちょっと意見出してもらえればよろしいかと思えますし、もし、それに同意するのであれば、多分皆さん同じご意見の中でまとまる話だと思いますから、後で前田委員のほうからその用紙を小西委員長のほうで受け取っていただければいいのかと思いますけども、いずれにしても、この財政健全化プランの健全化プランに示される数値というのはあくまで目標数値であって、これを着実に実行することが1番大事なことだと思うのだけども、その着実に実行するために、議会として、どう議論を深めて、より着実なものにしていかなければいけないのかということが1番大事なことだと思うのですが、先ほど大淵委員が言っていたとおり、31年から第6次の総合計画が始まるわけですね。この健全化プランがあることによって、総合計画が別なものというか、健全化プランありきの総合計画ではないと思うのです。総合計画が見直されるということになれば、それに伴った今後のやはり健全化プランというのをしっかりつくっていかねばならないという立場なのですね。で

すから、あくまでも今回のこの財政健全化プラン、これは32年までのプランですけども、そこを着実に実行しながら、30年に見直しを含めて議論することがやはり大事なのではないかと思います。ですから、そこにおいて、例えば職員給料の問題も30年という年を一つの目標にしてしっかり着実にそれが実行できているのか、できていないのか、今後そのあとをどうなるのかということも含めて、いま一度見直す時期を設けたほうがいいのではないかと、そう思います。

○委員長（小西秀延君） それは定員管理の部分ですか。率も含めてですか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。先ほど前田委員が言われた定員管理の部分です。その部分はちょっとすいません、もう1回ちょっと言っていただければ、そこが多分焦点だと思うのです。今回、定員管理の部分でまとめるのはそこが焦点だと思うのです。だから、それをもう1回言っていただいて、それについて皆さんの意見を聞いたほうが早くまとまるのではないかと、思うのだけでも。定員管理の部分だけです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は、先ほど言ったように、いつも言っているけども、適材適所、組織の見直し、適材適所というのは、先ほど山田委員も話しましたが、やはりその時代によって、どういう仕事によって、どういう課に、所管課に重点を置くか。しかし限られた人数なので、日常的な業務の部分については若干、理解いただいて、人材をどこに投資するかという部分が私の適材適所です。逆に福祉が今大変だとなれば、そのほうに優秀な人を集めて、一つの初期の目標を達成する。企画課あたりのそういう政策の案をつくるのであれば、そこに人材を投資する。ただ、今批判されていますけども、企画会社にプランを丸投げするのだったら、これは意味ありませんから、それはそういうことであれば、人がいないのであれば、そういうことをするというのなら、そこを別な形でフォローするというのと、もう一つ私が言いたいのは、組織見直しは、前も私言っていますけども、今の組織、グループ制については私非常に疑問あります。これが私は一つの不祥事をしたり、議会で資料がないとか、いろいろな問題に生じたと思います。一つのやはり従来のピラミッド型の組織にして責任をはっきり決める。人材育成を誰がする。そういう部分の組織の効率化を図れば、そんなに今、町側が言うように、どこの部署かはよくわかりませんが人が足りないとか云々という話にはならないと思うのです。ですから、もう少し時代に合った組織の見直しをして、重点的な組織と、重点的な人材をその組織に投入すると。そういうことにもっと心がければ私はもっといい仕事ができると思います。もう一方は、我々議会でも議決しましたけども、再任用ではなくて民間の任用制度の3年なら3年、特別に専門職を雇うと。そういう部分の活用を図れば、あえてその後年度の負担をずっと持つ職員をふやすより、これから人口が減って業務量減りますから、そのときに集中する、そういう条例でいっている任用制のものを生かした人事をやると。それプラス、組織に生かして専門性等々やれば十分に効率的な組織になるのではないかと私はこう思っています。理解していただけるかどうかわかりませんが、そういうことです。

○委員長（小西秀延君） ただ今、前田委員からやはり定員管理においた人材は適材適所で日常業務をきちんと理解し、的確に人材配置を行っていくと。企画会社にプランの立案を任せるのであれば、その部分をきちんと業務理解をして、そこも人材の配置をきちんと考えるべきと。現在のグループ制には疑問があり、ピラミッド型の組織を組織変更、組織の効率化を模索するべきではないかと。重点的に人材配置を検討し、民間の任用制度を生かした人事も必要なのではないかというような観点だったかと思うのですが、それに対してご意見ございますでしょうか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的には、今言われた中身で私もそうだと思います。ただ、やはり今の若い人たちの考え方、以前の役場の仕事というのは、それがグループ制が影響しているのかどうかわかりませんが、課の人たちが何か一つ仕事きたらそこをみんなでやるというような、いけばそのグループ制みたいなことがあったと。ところが今、個々の人たちが仕事をグループ制なのに個々の人たちが仕事をやらなければだめだというような状況になっているのではないかと。もっと具体的にいえば、例えば今象徴空間あります。何かその部署だけがやたら忙しいというのです。実際にコンサルにたくさん委託もしているのです。それをそのままやろうとするから大変になっているのではないかと私は思っているのだけでも、では、ほかの部署、本当に病院や教育委員会や、確かに形としてはそうなっているけども、本当に象徴空間に向けて役場職員が一丸となって取り組んでいるように見えないのです。そういう組織のつくり方では、私はいくらやってもだめなような気がしてしょうがないのです。だから、それはどうやればいいのかというのはなかなか議会で結論出すのは難しいかもしれないけども、ただ、見ていて思うのは、一つの仕事をみんなで助け合ってやろうというのではなくて、個々の人たちが任されて仕事をしているというような気がしてしょうがないのです。やはりそういうことをきちんとできるような組織化をどうやってするかというあたりが理事者の頭の使いどころで、象徴空間なんかは典型だと思うのです。何か本当にいくつかの部署が請け負ってやっているのではないかと感じてしまうぐらいの中身にしか見えないのだけでも。ここはかなりきついことを私は言っていると思います。本来、それでなかったらおかしいのです。

○委員長（小西秀延君） ピラミッド型の組織への変更という点でも、そこは統一できますか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、大淵委員言われた部分が正直な話、実態だと思います。だから、私はそのピラミッド型に固執するのではなくて、そういうピラミッド型でも、メリットのある部分が十分に生かされるような部分が入り入れられればいいのだけでも、今はないのです。グループ制も、過去にグループで仕事する。課長が責任者になって、主幹がマネジャー的な補佐か、そして主査がいる。そこには課長がいて、そのグループには主査、若い人がいませんから主査は何人かいるけども、それを束ねるのは主幹だと。だけど、そのところに人事のあやで主幹職が2人同じグループについて、何をやっているかわからなくなったり、今現状あるグルー

プ制といって若い人方もそういう文化、風土の中で生きているから、課長は定型業務を何ぼかやるのは当たり前だという認識を持っているのです。本来、課長というのはそういう仕事ではないのです。人を育てる、責任をとる、そのためにどうするかと。細かいことは言いません。そういうものが、私は今グループ制という中で欠如しているのです。横の連携という。だけど縦の中で人を育てる指揮命令をどうする、その仕事の成果をどう検証するかと、これは一つの組織の中できちんと確立しなければいけないのです。私はグループ制で崩れたと思っていますから。何も固執して言っているわけではないです。一つの方法として、論法として言っているのです。だから、そういうことが、今大渕委員も言ったけれども、トップもどのような組織が弱体しているのはどこに欠点があるのか。今の白老町の行政需要に対して、まちづくりに対して、どのような組織、その中にどのような人材を生かすか、どのような人材を集中するか。そういう物事がきちんと見えてこなければ、私は現状からいくと、象徴空間のように本来は責任体制の司令塔がその課にあるのです。その課が全部方向性のある程度決めて、こうだと、では担当のほうでこれをやってくれというのならいいのだけでも、何も決まらないうちに、道路だったら担当いきなさいとって投げているわけです。前に進むわけがないと思います、はっきり言わせてもらいますけども。そういうことを改めるための組織をもう1回強化したらどうですかと。それには今のグループ制より、ピラミッド型のほうを検討してみたらどうだろうか。別の組織に形態があればまた別です。理事者が考えていれば。私はそういうことを言いたかったということです。

○委員長（小西秀延君） 大きく分けると、定員管理と理事者、そして一般職員のパーセンテージが今回示されておりますが、まず先に定員管理でもうちょっと皆さんと議論をして、その後、理事者や一般職員のパーセンテージ、これは慎重意見が各会派多いかと思えます。一旦ちょっと皆さんに頭を整理していただいて、今後、その辺に対しても議論をもうちょっと深めたいと思えます。ここで、一旦暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど前田委員からピラミッド型の組織にこだわるということではなく、ピラミッド組織の利点等を生かして、それをまた活用できないかというようなご意見もいただいております。ほかに討論をお持ちの方、いらっしゃいますか。先ほど前田委員が言われた定員管理の仕方、適材適所、日常業務を理解し、的確に人材配置をしていくと。政策的に重点的などころには人材配置をきちんと考え、民間の任用制度を生かした人事も考えられるのではないかというようなご意見でありましたが、そこにピラミッド型の組織の利点を現組織にも生かせるような形を考慮できないかというような流れで定員管理については、皆さん大体ご一致できると思いますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは一般職、理事者の討論に移りたいと思いますが、慎重論が大半を占めているのかというふうな意見の理解をしてございます。具体的に出ているところでは、平成30年に総合計画が見直しされると。そこで今回のプランの人事懸案についても、合わせた現プランの見直しを行い、一般職、理事者の給与のパーセンテージ等もそこで再検討すべきではないかという、ご意見が出ております。町の今回示された中では、平成29年度から理事者、一般職の給与の改定ということが出ておりますが、それについては皆さんどういふふうな対応をお考えか、ご意見があればお願いしたいと思います。平成29年度から、今回プランで新たなプランを見直して、理事者、一般職の給与の改定という部分が示されております。それについてのご意見はどうまとめていくべきかということなのですが、それ自体を平成30年ということにしたほうがよろしいのか、段階的にという意見もあるでしょうし、その辺のご意見をいただければと思います。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） これは本当に議員の皆さんの討議ですから、やはり意見が仮に多少違ったとしても、そては別にして、きちんとある程度皆さんが個々に意見が言えるようにしているほうがいいのかと思うのです。それでまとめないと、どうも本当の討議の主体になってこないし、あとで議会懇談会や何かがあったときに、これは大きな問題になると思います。そうすると、やはり議員個々の責任のもとでどういふことを考えて議会で行動したのかと、そういうことが求められてくるので、やはり議員個々においても考え方をきちんと討議する必要があるのかと思います。それで、今の問題については、先ほど前段、大淵委員もお話ししました。私も先ほども言ったのだけでも、結論から言うと、給与削減解消を30年度にするというのであれば、私は健全化プランの計画を前倒しすべきだと思います。これだけやっておいて、ほかのものが何で32年度になるのかと。そういうプランであれば理解できます。そして、自分たちのものは30年度で見直し解消を図って、残りの町民負担求めるのは32年までということ、どうも矛盾すると私は思います。本来は逆だと思います。それと、これは会派の意見ですけども、先ほどちょっと言いましたけども、今回のプログラムの見直し、極端な言い方になるかと、そういうふうにとられるかどうかは別として、私たちは、この見直しの特徴は、正直な話、理事者、職員の給与の削減の幅の大きな見直しの復元だというプランが見え見えなのです。なぜかといったら、その数字は言いますけども、理事者にあっては、やはり財政再建が今、途上にもかかわらず、また、責任あるにもかかわらず、理事者4人で、先ほども言ったこれまでの年額1,368万6,600円の削減していたのが、今回の見直しで削減の変更は276万6,480円、実に1,092万120円も削減するのです。これは職員に対しても私は示しつかないと思います。先ほど同僚委員も言っていましたけども。当然、議員もそうです。これから議論されると思いますけども、議員みずからの報酬削減も考えなければ、今みたいなきついこと言いませんけども、そういうことも含めて言いますけども、だから、理事者はこのような姿勢で町民に理解へ疑問だし、極

端な言い方すると、もしこのままいけば行政の信頼は揺らぎます。そういう部分で町民に負担を求めている以上、考えなければいけないし、我々もやはり議会として、このプランに対して大いに責任を持って議論していかないと、私は 32 年度に本当にこのプランまでどうなるかちょっと悪いけども懸念しているのです。そういう部分です。だから、その 2 点。あとまだ皆さん議論して、なぜ私たちは職員の給与削減を、先ほどから提案しているかというのを裏があるのならきちんと私たち説明しますけども。

○委員長（小西秀延君） 給与削減をこのプランで戻すのであれば、やはり計画の前倒しというのを考えるべきだろうと。また理事者においても、町民に負担を求めている以上、多額の額を今回戻すというのはいかなるものであろうと。今回の 29 年度からはそういう意見だということですね。

8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。同じこと言いません。要するに私たちの会派は、基本的には先ほど言ったとおりです。それで、30 年から削減解消となっていますから、これを明記してしまうと、私は整合性がとれなくなるのではないかということを実日も言ってまいりましたので、やはりここは明記すべきではないということなのです。今回、半分職員の給与を戻すということについては、我々はそれはいいのではないのかという考え方です。ただし、全額戻すのはその 30 年とここに明記される、これはやはり違うのではないか。それだったら、言っているように、前倒しでやればいいのではないかということなのです。当然、そうすると町民の皆様に対する負担の一定限度の解消というのは、これは何らかの形でこれは必要になります。ですから、そこのところは 30 年にやるということは明記しないということなのです。だめだということなのです。もう一つはパーセント、ちょっと前田委員の意見とは違うかもしれません。パーセントは明記していないけども、理事者のほうのパーセント、議会が明記するというのはどんなものかとは思っただけでも、明記していないのですね。だけど、やはり今のパーセントというのはやはり町民の皆さんは受け入れがたいのではないかと思います。何て言えばいいのですかね、ちょっと議会がいうの。理事者のだから何て言っているかわからないけども、やはりそこは我々もそう思うのです。どう考えてもちょっと変ではないかということなのです。何て表現するかわかりません。

○委員長（小西秀延君） 先ほど前田委員からも言われていましたが、個々の意見がある程度入ってもいいです。先ほど会派の意見述べてもらっているのです。

4 番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4 番、広地です。今、共産党さんのほうから意見ありましたが、その 30 年という部分、私も避けたほうがいいと思うのです。30 年は本当に大きな見直しの時期になるはずなのです。例えばですけども、その総合計画がまた新しくなっていく。そしてさらに、これはいつも言っているのですけども、国保会計の制度改変が進んで広域化になったときに、どれほどの影響があるのかというのは必ず議論になるはずなのです。だからそのときに、

これは戻すということを明記しておくことで、それに逆に町政のほうも縛られかねないのではないかと、そこがすごく心配なのです。だから、もちろんそのときの情勢で、国保の改定のおかげで収支均衡がびったり図られていて、十分に戻すに耐えうるような、町民サービスの部分も含めてです、そういった部分になっていければやればいいのです。だから現段階において、全く見えない中で、また新しいまちづくりが示されるべきときに、給与の改定はやりますということを明記しておくことが、本当にいかがかと思うので、私もそこはやはり逆に避けたほうが町政の弾力性の部分や、新しいまちづくりに対して迎えやすいのではないかと思いますので、だからまず30年は明記というのは避けたほうがいいと思います。あと給与の部分の表現というのは非常に難しいと思うのですが、理事者の部分。私たちの会派は慎重にすべきという立場なので、基本的には意見をほかの委員や会派の意見を聞いていても、ある程度共通しているのかというふうに思って聞いていたのです。ただ、表現として、具体的な数字という部分は私は入れないほうがいいと思います。その根拠ということがまた話になってしまうので、ただ、ちょっとその部分は職員の方たちの町政に向かっていく、ある程度身を削りながらという部分続きますね。慎重にすべきではないかと思うのです。ちょっとすいません、きちんと最後までめられないですけど。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） あまり私は言いたくないのだけでも、出てこないからある程度、理解というか、こうしてくれという意味ではなくて、こういうことも我々整理したということを理解してほしいと思うのだけでも、私たちも、今言ったように29年、30年で解消するということは明記すべきではないと思います。ということは、先ほど言ったように、32年度のプログラム中は削減を継続するといっているのです。そして26年3月のプランでも、この議会で議論されていますけども、32年3月まで継続するといっているのです。その中で私は考えるべきだと思います。そして、あえて言わせてもらいますけれども、行うのであれば、先ほど言ったように、仮に段階的に戻すとすれば、政策的に見える形で町民の負担軽減を図るべきだと。なぜ軽減を図るべきかと、これは26年3月のときも議論されました。その内容は、落としどころきちんと議会で整理したのだけでも、それは言わないです。そうすると、もう一つ10月6日に配布された給与の別紙3があるのです。もし手元があれば見てほしいのだけでも、10月6日、別紙3ありますね。削減効果額の推移、全会計という、26年から30年まで出ていますけども、健全化プランに係る重点事項の状況についての人件費というのがあるのです。この中で、最後のほうに理事者の給与削減額の表がついていますね。そして職員のモデルケースについて。最後に削減効果額の推移とあるのです。これでいくと、28年度の削減効果の見込み額はこれを足すと、これに理事者も入れていますから、28年6,800万円、3,300万円。そして新削減適用率、これは削減しませんから上の数字が生きていますけれども、これに理事者の入れると1億1,600万円、端数は省略します。これはベースになっているのです。これをすると29年度の削減額が4,500万円ですね、職員の分。人件費の現給保障になっているので、これを引くと29

年度でも7,000万円の不足になってくるのです。ということは、先ほど言った1億1,600万円から、ここでいう29年の4,500万円を引くと、7,000万円の財源が必要になってくるのです。それで、30年でもう現給保障がなくなりますから、分母の28年が今やっている部分で人件費やると6,800万円が削減効果出るのです。だけど30年になると2,600万円いるのです。だからこれを引くと、6,800万円から2,600万円引くと、4,200万円が見直しをやることによって増額になるということなのです。31年、32年も以下同じです。これを足すといくらになるかと2億100万円の財源が必要になってくるのです。この2億100万円は、おととい、数字は言えなかったけども、縦の収支バランスを言ったときに財源留保の話をしたのだけども、本来2億100万円の人件費が、32年までに見直すとこれだけの財源が必要なのです。この財源どこに入っているといったら、きのう、おととい、説明受けたあの中に入っているという言い方なのです。だけど、どこの額かわからない。だから人件費の効果額なって、逆に2億100万円がこの中で今回のプランと財源手当てされているはずなのです。本当はそれを求めればいいのだけども、いないから言えないのだけども。この数字はある程度、原課行って整理してきていますからそういう数字なのです。担当もそう言っているのです。これだけの負担が出るのです。だから、先ほど言ったように、理事者、職員の給与が主となる見直しではないかと、こういわれるのです。そして私たち言っているのは、この2億円の財源留保が仮にできたとした場合、しているのだから、そうすると、私たちは、町が今やっているのは、来年29年半分だと。そして、その後また落とすというのだから、仮に一步譲ったら、29年から4年ですから、今減額している形を25%ずつ減らしていくと4年間で100ですから、今の財政健全化中に最後の年度で解消になるのです。そういうふうにしたらどうですかと。それでそれにかかる、全てではないけども、相当額については何らかの形で町民に還元したほうがいいですということです。では、どういう方法があるのかといえば、それが皆さんで議論になれば、うちの会派としては、こういう提案もできるのではないかと整理していますから、言わないけども。結論的に言えば、この今の表で削減することによって財源が2億100万円必要だということです。それが手当てされていると思うけども、そこまで金を削減するためにそれだけの一般財源を支出するのだから、やるとすればそれ相当町民にも還元しないと、別な形で町民に負担を求めているのだから、全部とはいわないけども、何らかの形で、見える形で町民に還元しなければ理解を得られないでしょうと。私たちとすればそういう形でやらないと、やるのであれば4年間で25%ずつの削減をもしるとすれば、やむを得ないという考えです。それと、なぜかという、もうこれで終わりますけども、皆さんから意見を聞きたいために言っているのだけども、下水道、水道料金値上げしましたね。水道料金については300円やりますと。そして28年見直しだけでも継続しますといいました。この影響額が、約3,300万円あるのです。これは先ほど言ったように、26年3月に超過税率を1.7にするのはいいかどうかということで、1.65がいいのではないかと、1.60がいいのではないかとという中で、それでは別な形の中で町民に還元するという事で水道料金を減額したのです。これが23年から続いています。平均すれば、約3,300万円なのです。町民

が水道料の減額した影響を受けているのは。しかし、去年、下水道料金値上げしましたね。それが1年で振り返ってみると、これが町民に対する影響額約2,700万円なのです。差し引きしたら1,500万円ぐらいのメリットしかないのです。その中において、今回見直しして理事者の見直し額言いました。職員も2億100万円の財源を使って見直しするわけです。では町民がどうなのと。私たちはやはり町民の立場を考えてしなければいけないのかと、こう思います。やはり職員の給与を緩和、解消を優先するのは、やはり、今言ったように町民にまず何を還元しなければいけない、そういうことを考えるのがあって、自分たちを優先するのは、これは本末転倒というのです。やはり財政健全化プランの見直しで、自分たちの報酬、給与をなくすというのであれば、その前に町民の生活、暮らしをどう守る、どうしたらいいかということがあってからやるべきだと思います。だけど、町の説明聞くと、投資事業に5,000万円ふやしましたと。先ほど話しありました老朽化施設を改修するために1,000万円ですか、積み増ししますと。これぐらいしかないです。それが町民サービスだといっているわけでしょう。本当にそれで我々いいのだろうか。今のプランつくるときに議論していますけども。それが会派として十分に議論されました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員の主な意見としては、平成29年度、30年度、両方、今回のプランでの改定では明記すべきではないと。それをするのであれば、やはり町民負担の解消、また町民の暮らしを守るということをきちんと明確にしてから段階的に行うべきであると。2億100万円の財源、水道料、下水道料、水道料は安くしていますが、下水道料は実質上げているので、これは町民にとってマイナスになっていると。そういう部分を考慮すれば、先ほど言ったことをきちんと明確にすべきであるというような要約でよろしいでしょうか。ただ、今回の29年、30年のやつは明記すべきではないと、改定すべきではないということですね。

○委員（前田博之君） だから明記すべきではないし、29年、30年ではなくて、やるのであれば、32年までの今のプランで継続するというのだから、それを守って、その中でやってくださいということなのです。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。どなたもないからちょっと。今の発言でよくわかったのだけでも、そうすると例えば25%ずつ、例えばです、戻したとしたら、これは50%戻すことになるのですね。32年までには、50%戻るということになるわけです。だから、逆に言うと、29年を明示しなくても戻すということの考え方については否定されていないということなのです。そういうことになりますね。数字のことはちょっと別にして、私はやはり29年に50%、大体、職員の給与です。職員の給与を50%、大体戻すか、今、前田委員の言われた、そこまで譲れるとしたら25%、25%と50%にするかという、要はその違いなのです。戻すことについていえばです。職員の給料の分です。ただ、もちろん明記するかどうかというのは考え方があるのだけれども、そこが一つそれはそういうことですね。それは確認です。それは私もそこはよくわかりました。ただ、私が言っているのはちょっと違って、30年明記すべきではないと言

っているのです。そのあとはそのあと、そうしたら結果的にはずっとその25%ずつ戻していけば同じことになるのです。結果的には同じこと、言っていることは同じ、財政的には同じになるのです。そういう意味だということをおまじょつと聞いたのです。やはり、そこら辺が今1番、給与の部分でいえば大きなことだと。議会が判断すべき大きな部分だろうと。だから、30年明記すべきではないというのは、あと何点かあったから私はそうだと思うのです。そうすれば、具体的に出るのは戻す分50%の部分と、あとは理事者の分、今削減している部分の50%を戻すという意味です。そこは50%か25%かという違いだけなのです。あとは理事者の分についてはまだまとまっていないけども、そこら辺が意思統一がしていければ、少なくとも30年明記だけは、要するに18%、これは実際18%、計画でいったら違うのだけども、18%の部分は明記しないと。そこはまずここまでは一致できたというふうには思っています。それでいいのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今の部分についてはいいです。そして、うちは今のプランの継続期間中にきちんとしなさいという言い方だったのです。何回も言っているけれども、その代わり一つ条件ついていますから。戻すのであれば政策的に見える形で町民負担の何らかの政策を打ち出ささいということ。それでなかったらだめです。そこに言及すれば私たちは、ではどういう形がいいのかということはおきちんとお言及していくけども、それはここで今言う段階ではないと思うけども、そこだけは条件ですから。大淵委員もきちんと理解しておいてもらわないと。丸裸ではないです。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 全くそのとおりで、ただ私が言っているのは、この間おまじょつとって、同僚委員からおまじょつとご批判を受けましたけども、私は町民還元というのは見えなかったらだめです。具体的でなかったらだめです。うちの会派はそう思っているのです。そうでないと、確かにこの間、彼とおまじょつとやったけども、道路を舗装するのもそれは町民のためなので、よくわかるのだけども、町民はそれで本当に受けたと思うかどうか。そこら辺はもうおまじょつと具体的にきちんと出してもらわないと、やはり町民の皆さんは納得しないのではないかと私は思っています。吉谷委員がお言われたことは十分わかるし、そのとおりだと思うし、町民全体がお恩恵を受けるのだから。ただ、もっと具体的に町民がわかるような形でのメリットがないとだめではないのかということが我々の考えです。

○委員長（小西秀延君） もっと突っ込んで言えば、投資的経費の部分以外にもということですね。

○委員（大淵紀夫君） もちろんそうです。それは何なのかまだ我々はおまじょつとってないけども。

○委員長（小西秀延君） 今、半数ぐらいの方が、平成30年の部分についてはとりあえず明記すべきではないのではないかとということにお意見いただいているのですが、いぶきさんと、み

らいさんが、そこは慎重にという部分でということになってはいますが、平成 30 年という形で明記すべきではないというふうなところで合意できるかどうか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） そこについては当初からのプランの中に盛り込んでありますから、その部分についてはほかの委員さんから言われたとおり明記すべきではないというふうに私どもも考えます。あともう一つは、町民サービスの件につきましては、言われたとおり、私も言いましたけども、やはりサービスというのは多くの人たちがわかりやすい形で出されるものが望ましいというふうに思います。はっきりして、誰か特定の人、地域の人であったり、特定の方に偏るものではなく、できるだけ広く多くの町民に還元できるもので、それについては本当にそれが下水道料金なのか、水道料金なのか、あれですけども、そこはまた今後の話になってくると思うのですけども、そういう形でなるのが望ましいというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 12 番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 我々の会派としては、前田委員が言われた、これは会派で集まってお話しした話がまとまった話が前田委員言っていると思います。そのとおりだと思います。私はやはりこの財政再建、ちょうど 10 年になると私いつもいうけども、これはなぜやったかという、職員の給与も下げるから町民も我慢してくれと。今までみんなに町民サービスしたのを我慢してくれと。給料も削減して、町民サービスも切らなければ再建できないと。ですから何とかして、まち側が先に言ったのは給与削減なのです。おれらこれだけ削減するから、町民もこれとこれと削減して、何とかして 10 年後に元のまちに戻しましょうと。これが合意して、町民説明もして始まったのがこの財政再建プランです。今もうちょうど 10 年たったけれども、途中でもう一度苦しくなって 32 年までの新たなプランができたわけなのです。これも、町民も議会も役場の職員も、これも合意の上で今まで進められてきたのです。給与のことを言ったら、本来であれば職員は 22 年から削減の半分受け取っているのです。本来はとるべきお金でなかったのが先取りしているのです。10 年間と決めたのだから、プランにきちんと書いてあるのだから。それを先取りしてきたのです。それをまた議会が容認してきたのです。町民も容認してきた。だから今日まできたのです。けども、今回、町側は 32 年までなのだけれども、財政が少しよくなったと、よくなった以上、まず職員の給料戻そうと。本来先ほど言ったのは職員も我慢するけども、町民も我慢してくれと言ったのです。ところが、今はよくなったから職員の給与だけ戻したいと。まだ町民は縛りから外れていないのです。何も説明されていないから。町民のサービスこれだけ抑えたのだけれども、例えば超過税率も私にしたらそうなのです。そういう中で一方的なものだから、こういう議論もしていると思うのです。ですから私はいろいろな議論の先ほどから聞いているのだけれども、私、先日こういうことを言いましたね。役場は町民の役場なのだ。住んでいる人が役場の町民ではないのです。今、韓国大統領のいろいろやっているけれども、いろいろな集会も大統領の国ではないでしょうと、国民あっての大統領ではないかという言い方をしていますね。たまたま私は先日そういう言い方したのだけれども、やはり住ん

でいる人間というのはみんなそういう気持ちで私は住んでいると思います。ですから、私は、きずなとしての特別職と、それから職員の給与も、それなりの説明をしているのですが、私は、この財政状況が少しよくなったというのは、私は国の補正予算がこのごろ随分きましたね。それをすりかえて全て事業をやってきたのです、いろいろな補正を。例えば漁業組合のスケソウ箱もそうですね。たしか1,600万円でしたか、1,200万円でしたか、あれはこの補助金である箱を補助してやったのです。まちの金ではないです、税金でやったわけではないです。そういうことで単独事業の大半も大体補助金で今まで賄ってきたものだから、例えば27年度の余剰金が4億8,000万円出ましたね。ああいうのは本来はあり得ないのです。ということは、今言ったように、国の補助金ですりかえてどんどん使ってきたものだから余ったわけなのです。あとは超過税率と職員給与で7億何千万円の1年間であれぐらい貯まるのです。ですから、必ずしも、今財政がよくなったというのは、私はいつも言っている町民サービスが戻さないからだと言っているのだけども、ですから、一つ提案だけども、例えば職員給与を戻したり、それから理事者給与戻すのであれば、前田委員がこれを言ったかどうかわかりませんが、私たちが話し合ったのは、学校給食費、今5,700万円ぐらいかかっているはずだから、あの超過税率分の0.5%、これを還元すると4,200万円ぐらいになるのです。これを充てて学校給食費を無料化するとか、とりあえずそういう方策をきちんと示して、こういうことが町民還元だということです。そういうのも何もなく、よくなってきたから給与、特別職下げるとというのは、私はそここのところが納得いかなないものだから、私たちの会派はこういう意見を出しているのだということなのです。ですから、もう私は町長の特別職の給与削減は、せいぜい行って半分程度が私は限度だと思います。それから職員給与も私は出していますね。あのとおりで、会派としては何度も何度も話し合っただけで示しているのです。やはり、バイオマスと第3商港区、やはりこの事業のうまくいかなかったところが、この財政再建とこれは別だったのです。財政再建中の新たなまちの財政運営というかこういうことが、私は今まで財政が厳しく、厳しい厳しいといって、元に戻らない大きな原因だと思いますから、やはりそういう責任を明らかにして、そして堂々と特別職も職員給与も戻すような、町民が納得するようなことを示さないと、いつまでたっても町民の思いが裏と表いつも裏返しのごうだ、その裏返しのごうだということがやって、もう少しそういうことをきちんとしないと、やはりみんなが住んでよかったといういいまちにならないと私は思うのです。

○委員長（小西秀延君） まず給与費を戻すというのであれば、町民サービスが前提であるということですね。具体的に言うならば、学校給食費の無料化とか、町民が大きく恩恵を受ける部分のサービスを前提にすると。

○委員（松田謙吾君） そういう一つ大きな目玉をつくるべきだと、私は思うのです。

○委員長（小西秀延君） 職員は理事者も会派から言われているとおり、示された部分の半額程度というようなところですね。みらいさんはどうですか、30年度の部分、明記しないという部分についてはご意見どうですか。

1 番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1 番、山田です。そもそもの実質公債比率 18%以下になったときまでというところが疑問を感じているので、平成 30 年からやるということもイコール疑問なので明記しないということには賛同します。

○委員長（小西秀延君） 今、皆さんからご意見いただいたところでは、給与において、平成 30 年から大体実質公債比率は 18%を切ってくるだろうという予定が立っておりますので、それは給与を全額戻すというのは、まずは明記を避けるべきであろうというところは一致できると思いますので、とりあえずそこまでは意見は一致したということで記載させていただくようにします。今、職員給与が 29 年度の削減であれば 50%戻すというところを町が明記しておりますが、そこを昼からちょっと皆さんとまたもう少し討議を重ねていきたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 実質公債費比率がパーセントが下がれば云々と、今、小西委員長、避けるべきではなくて、それは避けるのではなくて、ここではそういうことをいうこと自体が、それを根拠にする自体がおかしいのではないかとということですから、避けるのではなくて、当初からそこに給与を戻すということを理由の一つにすることが財政規律上おかしいのではないかとということですから。ということは、逆に言えば、今の分からいけばこれは上がる可能性もあるのです。投資的経費をふやしていきますから。上がったとき、そうしたら 18%を超えたときまた戻すのかということになります、そういう声が出ます、もしそこをきちんと整理しておかなければ、と思いますけども。だから、避けるというのではなくて、私はそういうことは根拠にならないということです。根拠にするのもおかしくて、明記すべきではないということです。

○委員長（小西秀延君） 実質公債費比率を人件費を戻すことの根拠にせず、その部分の明記は避けるというような書き方でよろしいですね。

それでは、一旦そのところまでは意見が統一されたということで、午後からもう少し皆さんと討議を重ねて、29 年度のところからまた始めたいと思います。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午 後 0 時 0 0 分

再 開 午 後 1 時 0 0 分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

平成 30 年からの新しいプランの見直しについての記載は明記すべきでないと、実質公債比率を人件費に反映させる根拠として明記すべきではないということで全会派が一致できるということになりましたが、一般職員給与の見直しで 29 年度からの部分、50%削減を緩和するという形で町が提案をしてきております。それに対して午前中ちょっと出た意見の中では、町民に対

するサービスをきちんと町民の暮らしを守るために町民負担解消を明確にするということを前提であれば、50%削減は容認できるという会派と、同じく町民に対するサービスを戻すやバイオマス、港湾、政策転換をするのを前提に町民サービスも考えて25%ずつなら段階的に緩和を考えるべきではないかというところと、パーセンテージには言及していませんが、段階的に緩和を考えていくべきではないかという会派が大きく分けるとあるように理解をしております。そこは一致を図っていけるかどうかというところを討議していただきたいと思います。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、氏家です。今まで私もいろいろな議論の中で感じる事なのですが、30年までに、例えばその50%、あくまでも32年まで25%ずつという、その考え方というのは、あくまで目標値ですからね。目標値であって、町民サービスの、松田委員も先ほどちょっと一つの例を挙げて言っていましたけども、例えばその30年までに給食費の全面無料化なんかのできるような体制になるのであれば、この50%というのもやぶさかではないだろうと。そういうふうを考える一人ですけども、多分この議論は一致点を見ないと思います。32年まで計画的に削減率を戻していくという考え方は、私は30年で50%という考え方については、先ほどのプランの見直しも含めて、総合計画のこともありますし、そういったことも含めて考えると、それはあるだろうと思いますけども、でも32年までこのプランの継続性を持って25%ずつというのであれば、それはそれでまた一つの考え方でもあるでしょうから、この部分については一致点は私見ないような気がします。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 意見として当然、議論あるからいいのです。ただ、うちのほうとしては説得したいためにいうのではなくて、なぜそういう根拠かということをやっと示しておきたいと思います。ということは、午前中ちょっと話したけども、削減を解消する分ありますね、見直し。この総額が端数別にして1億1,300万円かかるのです。これを今28年にやらないとすれば、29年、30年、31年、4年で解消しなければいけないのです。それを今のプランの中では、意見の一致みたらいいのだけでも、その前はこの1億1,300万円を、29年、30年で解消するというのをいっているのです。これは一つは私はそういう案もあるかわからないけども、私たちが言うのは、1億1,300万円は、今言っているように半分の半分ですから、4分の1、25%。そうすると年間2,800万円強が負担かかるのです。見直しの分でみなければいけない。そこでなぜ4分の1にしたかということ、人件費を戻すのであれば政策的に見える形で町民負担の軽減を図りなさい。こう言いました。その財源を考えないとだめなのです。今言ったように、1億1,000万円の中で、最終年度まで解消するのにどういう形でやったらいいかということになれば、4年間で2,800万円やると、残りの多少の部分は1億1,000万円から引きますから、年間調整する中で、ある程度の政策転換、見える形で町民サービスするものが確保できるでしょうと。そのために4分の1にして町民に戻してはどうですかということなのです。それで、先ほど松田委員が言ったからいいと思いますけども、うちのほうで議論して、あとでそういう町民サ

一ビス具体的に言えといわれたときに感覚的なものでは困るので十分に議論したのです。そうすると28年の給食費が人数971人で5,374万円なのです。これを半分相当にすると2,800万円ぐらいなのです。そうすると極端な言い方すると、小学生が年額1年生から3年生、5万1,110円なのです。これを半分にしたとすれば2万5,550円の負担でいいのです。月額4,200円が2,100円になるのです。そういうことを返すのであれば、むやみに削減率を上げるのではなくて、ある程度の率で押さえて、財政負担ともなわないような形で町民にこういう給食費を戻すと。これは、私たちは少子化対策世代の、この子育て世代の町内の経済的な環境、収入、先ほど言いました、80%の方が200万円ぐらいの収入で生活しているのです。若い人方はみんなこの分に該当してくるのです。それと給食費の準要保護世帯がふえていっているということは非常に厳しいのです。そういうことを踏まえると、そういう部分に光を当てて、職員はもうちょっと同じ削減を私たちは認めると。だけど、もうちょっと4年間の中で財源調整した中で町民に負担を還元しながら戻したらどうですかということで、半分の半分、4分の1ということで、先ほども言ったけども、元の財政健全化プランでは32年まで給与費は削減は継続するといっているのだから、それを守ってもらいたいと。そうするとこういう数字で根拠になりますというような説明であります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、確認なのですが、会派としての意見の中でバイオマス、港湾について政策転換しないのであれば人件費を見直す理由にはならないと。このバイオマス、港という部分が前提にあるという考えでよろしいのですか、会派としては。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 先ほど松田委員が話した部分も含めてです。だからまず、町長がそういう部分の責任を明確にすべきでないかということです。その中でにおいて、できれば職員にもそういう影響もありますということです。そういうことです。だから理事者には責任を取っているということです。

○委員長（小西秀延君） 責任を取るのですか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 理事者がそういうことを、松田委員が言ったように、ある程度削減するのであれば明確にする必要があるでしょうということです。

○委員長（小西秀延君） 政策転換が前提だということでもいいですね。なかなかほかのことも絡んでくると、また給食費という個別の部分もちょっとありますので、なかなかちょっと難しいかと思うのですけども。給食費と言ったのは、例えばでよろしいのですか。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私たちはなぜそういうことを出したかという、超過税率を恒久財源にすると言いましたね。2億5,6,000万円あるやつを恒久財源にすると。恒久財源にするのであれば、私は職員や特別職が普通のまちになったと上げるのであれば、私は町民還元も必要なのだと。その町民還元のうち、1.7だったら約2億5,6,000万円で、本当は1.65で、前に

議会は当時のプランのときは1.65で進めたのだけでも、どうしても町立病院の赤字分があるから0.5上げて1.7にして4,200万円が出るのだと。これがなければなかなか病院運営にまわすお金がないから、この1.7にしたいのだという、議会が1.6のやつを1.7に押し切ったのです。ですから、今普通のまちに、少し財政がよくなってきて、しかも恒久財源にするのであれば、例えばです、例えばというのはきちんとした数字ではないから今言っているのだけでも、0.5が4,200万円であれば、例えば1.7を1.63ぐらいにすれば先ほど前田委員が言った5,230万円でしたか、あの金額ぐらいになるのです。そういうぐらいの還元が見える還元ではないのかということなのです。きちんとした見える還元。また、少子化の問題、それから人口減の問題考えると、ずっと恒久財源にするのであれば、そういうことを町民にきちんと説明できるような内容になるわけだからということが、先ほど言ったその給食費に充てるのはどうだろうという議論したのはそこにあったのです。そこを示したのです。今、前田委員が言ったのと同じなのですけども。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今のお話は私もよくわかるし、それは何も提言としては素晴らしいことだと思います。ただ、その前の前田委員の発言でいくと、職員の給与ということで、それを取るというのは職員の給与を戻さない、戻して当たり前なわけですから、戻さないでそこにそういう金額に充てるということは、考え方としては違っているのではないかということは、これだけは指摘しておきたいと思います。例えば、その前に言われた、港の問題、現実的に港は今、同じ予算で組まれているのです。だけどここの間の発言だったら6年間延びるといったでしょう。そうしたら同じぐらいの金額が出るのです。だから、そういう政策転換をしたものをそこに充てるというのは私はよく理解できるのです。ただ、給与費をとを言っていないのだけでも、給与費相当額を充てるとしたら、給食費を少なくするために役場の職員の給料戻さないのかとなると、私はそれは論理的には成り立たないということを私は言いたい。そこはまず一つ。財政部分については、今前田委員からありましたけれども、これまで私は責任逃れではなくて政策転換によって生み出せるものであれば、これはまちが考えるべきものです。だから今回も財政健全化の中で1億2,000万円は織り込み済みですというのはそういう意味なのです。だから、例えばそういう議会全員が一致して、給食費の問題が出たり、ほかのものが出たときに、それは町がきちんと手当てをするべきと。それでどうするのだといったら、私は何も港6年にするとあって、6年間半分ぐらい延びるといっているのだから、それをそのまま組んでいるのだから、その分を充てればいいでしょうと私は思うのです。だからやはりそういう整合性をとると。同時にその25%という意味はよくわかりました。先ほど私が言ったのはどういう意味かということ、25、25、25で32年に戻すのであれば、現実的には私が言ったのは30年に明記するのはやめなさいということなのです。30年の時点で戻すか戻さないかは32年に戻すかもしれないのです。そうすれば今の前田委員の財政的な提起の25%はよく理解できたのだけでも、それは50%戻すと2年間前倒しされると。2年間早く戻すから。次75のと

きいったら、もし戻さなかったらそこは2,500万円戻ってくるから。そういう意味で私は29年は50%戻しても、30年にそこは明記しないというのはそういう意味なのです。だから理論的には私はそういう理論でそこは望むというのは我々の考え方なのです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 討議ですので、大淵委員が前段で言われたことについては、原則論はそうです。私もそう思っています。だから常に言うように、職員の給与削減を政策財源とか、そういうのに充てるのはおかしいと思います。私はわかっています。ですから、超過課税も、これは議会も可決しているけども、超過税率を決めて出して、それでも足りないから町長と職員組合が職員給与削減して何とか財源を出してくれという経過にあるから、私はそういうこと的前提で踏まえているから、ある程度、本来は職員にもあわせて、理事者もあわせて、まずそういう今言うような経過があるから、まず町民が先に何らかの形で自分たちが戻すのなら還元する必要があるのではないかということであって、本来、給与費をそちらに充てるということに対しては、大淵委員言ったような私もそういう前提、根底には持っています。ただ、今の財政状況から考えると、今言った部分が狂わされて言葉がそうになってしまうのだけでも、本来からいけばそうであるのです。だから、今言ったように別な形の中で整理できるのならいいのです。だから今、ここでいっているバイオマスもずっと言っていますけども、今回また6,000万円が出てきていますね。だからそうであれば、今度また別なところで議論すると思うけども、最初の経費に落として、それを職員の給与に戻す、私はこれは常に言っているから。だけどそれが見えないから私は上げる削減給与の1億1,300万円の中で4年間必要だけでも、ちょっと率を我慢してもらって財源調整の中で町民に見える形でやったらいいかということです。だから、本来的に、これから議論するけども、バイオマスで、これは我々も議論していますが、6,000万円を4,000万円、3,000万円にして、3,000万円以下にして残った分を職員給与費に戻すというのだったらこれは1番いい方法です。そういうことも考えられたということでもあります。私はあくまでも討議していることですから。これがどうだこうだという分ではなくて皆様から意見を聞いて、そして議論していただければ。

○委員長（小西秀延君） 討議の場ですので、ほかにご意見ある会派ありますか。会派というか、各個人で構わないです。

9番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 私どもの会派は、先ほど山田委員のほうから発表してもらったのだけでも、会派の中でもやはりちょっと意見が食い違う部分もあったのだけでも、緩やかな元に戻すであればいいだろうという話だったのだけでも、ここで数字を、例えば今前田委員のほうから、大淵委員のほうからも25%、それから50%、こういうことが出ているのだけでも、この数字の問題ですね。だから、先ほど氏家委員がおっしゃったような、なかなかそれをすり合わせるような状況は厳しいのだろうというふうには思います。ただ、この職員の給与の部分については、先ほど来、さまざまな議論あるのだけでも、現実実際に新たに採用した職員が2年、

3年のうちに辞めていってしまうという、この現実もやはりあるわけです。そういう中においては、やはりしっかりこの職員の育成を含めた中ではこの給与の問題もやはり大きな要素を占めていると思うので、少しでも戻していく努力はまちはずべきだろうというふうに私は考えているのです。先ほど来、その25%出ているのだけでも、私どももできればその25%、緩やかな戻し方をすべきでないかと、こういう考えなのだけでも。ただ、50%、まちが示したこの案でいくべきだと、こういう意見も中には実はあるのですけども、なかなかそこをまとめきれていない部分が実はあります。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番です。私たちの会派は基本的には慎重にすべきという立場ですので、その中でほかの会派のほうからあったその町民サービスの部分、それについてはきずなさんのほうや、ほかの委員のほうからもあった部分は理解できます。ただ、個別な事業、こういうことをすべきだということまで盛り込むのはまだ議論がやはり足りないので、そこまでは踏み込まなくてもいいのですけど、町民サービスとやはり重ね合わせて考えていかなければいけないという部分は、私は理解できました。あと、大型事業の話も出ていましたけども、その部分は理事者はわかります。理事者は責任を取るという部分があるので、やはり事業の進捗を見てその責任をどう考えるかという部分の枠組みの中で給与というか、理事者のその部分は考えていいと。ただ、職員の部分、一般職の部分については、生活給でありますし、今回ある意味、緊急的な部分で職員の給与にまで手をつけているという部分もありますので、そこはやはり大型事業と重ね合わせて考えていくのはちょっと厳しいのではないかというふうに思いますので、その町民サービスと重ね合わせながら、町の職員の給与の見直しは考えていくという部分でまとまっていけないかと思います。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○委員（森 哲也君） 7番、森です。私も個人的には職員の給料は早急に元に戻すべきだと思っております。やはり本当に、特に若い職員、この1、2級の人たちなのですけども、本当に20代、30代の人たちが転職するきっかけに、やはり給料ベースというものがあると思うので、本当に町の職員たちも町民なので、早期に戻していかないとどんどん町外に流出していく方が多くなるのではないかと危惧しております。

○委員長（小西秀延君） 早急に元に戻すべきというのは、29年度に全額という意味でよろしいですか。

○委員（森 哲也君） 早期に若い職員の給料を戻すべきと考えております。

○委員長（小西秀延君） 若い職員の給料に限定してということですか。

○委員（森 哲也君） 1級、2級です。

○委員長（小西秀延君） 1級、2級ですね。その部分と、1級、2級という形で、皆さんからご意見いただいているのですが、29年度からの部分ではなかなかちょっと皆さんの一般職員に対する給料の戻し方にちょっとやはり差異があるように思われます。慎重を期して段階的

にというところがあるのと、町民サービス、またバイオマス、港湾等を含めて、各限定した個別の事業を、これは別にしてということではありますが、給食費の例も出されましたが、何かしら町民に相当分のサービスを戻すことを前提に25%ずつ緩やかな回復を4年間で図っていくという会派があるのと、50%戻して、町の今の現行案で29年度は行っていくべきという会派と、なかなかほかの会派とは一致しないというところがあるという、大きく分けると4通りぐらいになってしまうのですが。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、氏家です。これがいいか悪いかのちょっと話なのですが、多分この財政健全化プランというのは、あくまで推測といたら変だけでも、推計値ですね、試算。例えば収入、そして支出の推計値なのです。あくまで議論するのは29年度予算の中で、これをどう本当に実行できるかどうかということ議論しなければいけない問題ですね、はっきり言ったら、極論からいうとそういう話になるのかと思うのです。先ほどから言われている、例えば町民サービスを具現化して、きちんとこういう形でその予算をあげるのだということが附帯できるのであれば、先ほど言われたとおり、それこそ今の町から示されている50%、ここで決まるわけではなくて、これから組合との折衝や何かも多分相当出てくるのでしょから、ここで決まる話ではないと私は思うのです。あくまで推計値なのだと思います。だから、最終的には、29年度予算の中でしっかり議論して、そこもまた29年決算の中で検証し、進んでいく問題だと私は思っているものですから、ここで別に合意をしなくても、合意できないことを無理やり合意させなくてもいいような気がするのです。私はそういうふうに思っているのです。ただし、皆さんの考え方はいろいろな考え方があって、それを併記するのは自由なのだと思うのですけども、どこか一つでも合致できるものは、議会としてこうだというものは出しておいたほうがいいような気がします。ですから、あとほかのものについては附帯意見としてこんな意見があった、こんな意見があったというのは、それはいいのかもしれないけども、全てそれで終わってしまうとちょっと特別委員会の役割というのは本当にそれでいいのかと思ったりするものですから、私の意見はそういう形です。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 今、氏家委員が言ったとおりだと思うのです。ですから、いま一致している部分はないわけではないでしょう。あるのは全員が戻し幅は別にして戻すことについては誰も反対していないのです。だから戻すことについては問題ないわけです。戻す率については、慎重に十分考慮してやりなさいというふうに書いた上で並列列記をすれば、今、氏家委員が言われたことは満たされるのではないかと思うのだけでも。それはみんな同じではないかと思うのだけでもいかがなものですか。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） おおむねはそういうことで、列記しておけばあとは町側がどういうふうな選択をするか。あるいは今度議会活動の中で各議員、各会派が町民に対してときに、こう

いう考え方だということを示されれば、それはここは重要なところだから列記してもいいと思います。それで今、大渕委員整理しましたけども、その中に前段で言っていた公債費比率を云々というやつは前も議論しているから忘れていないと思うけども、それはきちんと共通認識として入れておいてもらわないと。それはもう論外だと、根拠にならないと。それはもう前提ですから。それと原則としては今のプランはもうこれから報告しても間に合わないと思うので、見直しも29年でいこうということに明記しておいてもらったほうがいいと思います。28年度の途中で出てきたらまた大変な話になります。

○委員長（小西秀延君） 29年度以降は皆さん先ほど一致した見解で、実質公債比率の件も議会としての一致した意見として、それは報告をさせてもらうようにします。29年度以降ですが、戻すことには一定の理解があると。ただし、先ほど言わせていただいた4通りぐらいの見解があるというのはちょっと併記をさせていただかないといけないかと思っております。また、もう1点議論をいただいおかなければならないことが、今一般職について話しましたが、理事者についても意見出ているところは出ているのですが、どういう見解で一致、これも数値をあらわすのは難しいと思うので慎重に検討すべきで一致できるかどうかだけちょっと皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 具体的に数字があがったことも事実だということも書いたほうがいいのではないですか。パーセントを入れるかどうか別にして。

○委員長（小西秀延君） 一応、町も検討してこれは数字は出してきてはいるのですが、なかなか皆さんオーケーということにはなかなか意見がなっていないのですね。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） うちの会派としてはきちんと現実に言っていますから。特別職の現在の削減の半分程度、これははっきり言ってほしいと思います。それはなぜかといったら先ほど言いました、もう1回言うけども、先ほどの港もバイオマスもそうですけども、再建途上にあるのもかかわらず、今言った責任あるにもかかわらず理事者4人で、今、端数別にして1,368万6,000円の減額になっているのです。これを今回の見直ししたら、たった276万6,000円です。実に1,920万円落ちるということは、これははっきり書いてもらっていいと思います、数字が出ているのだから。このような数字を見ただけでも町民は理解するかどうかと、それこそこれは政治判断です。そこを町民に問われます。行政に対する信頼をゆらぎます。行政ではないですね、町長、理事者に対してこういう姿勢かと。これはきちんと、私はどんなことを言われてもいいけども、会派としてはこういう議論されていますから、きちんと併記なら併記しておいてください。トータルな考え方については理解は示せますけども。ほかの皆さん利口だから言わないだろうけども。

○委員長（小西秀延君） 8番、大渕紀夫委員。

○委員（大渕紀夫君） 8番、大渕です。先のやつはまとまったからいいのです。いいのだけ

れども、町の提案というのは50%なのです、職員の給与を戻すのは。そうすれば、それは整合性を取るべきではないですか。それ以上は言えないけども、私はそう思うけども。言ったと同じことになるけども。

○委員長（小西秀延君） 9番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 私も町長の給与の部分については、これは報酬等審議会とかいろいろ前段の部分があるものだから、それは議会でどうのこうのではないのだろうけども、この10%が非常にこの本当なのかという部分がありまして、通常今、道内の市町村の中でも結構その厳しい状況にないのにもかかわらず、大体10%くらいの削減を首長しているのですね。そういう中で我がまちのこの今おかれている特性を考えると、この10%はいかがなものかという議論は実はしているのです。今どのぐらいかと言われればわからないのだけども、職員の給与がさまざまな意見が出されたように、そういう中で判断してもらえばいいのかというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ただいまご意見をいただきました。町民に対する責任、港、バイオマス等の政策的な責任もあると。また職員が今回50%戻すという形の整合性の観点もある。また、他自治体の削減率から見ても、当町はまだ苦しい状態にあるので、その点も考慮すべきであると。以上なことを慎重に考慮し、削減幅を見直すべきであるというような、ちょっと文章的にはちょっとあっていないかもしれませんが、そのような文章のまとめ方でよろしいでしょうか。一応そのような形、一般職との整合性という形も入れます。前田委員からありましたように、削減の半分程度というのも、これは意見としてあったというふうには書かせていただこうと思います。そのような形でまとめて、皆さんにはまた一度見てもらうという形にはなるかと思いますが、文章的にまたまずければそのときにご指摘いただいて、皆さんのご意見がなるべく反映されるような形にしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それではそのように記載をさせていただくことといたします。それでは次に3点目のバイオマス燃料化について、討議のあります方はどうぞ。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、みらい、山田です。燃料の生産をとめることは補助金を活用した事業として国にも認めてもらえないし、非常に厳しい状況であるということから、現時点での補助金等の一括返還は厳しい状況と理解できます。ごみ処理全体の経費を減らす啓蒙をしていくべきである。町民に対してもそうですし、あと副資材を買ってまで生産していくのはいかがなものかという意見も出ました。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） きずなの意見を申し上げます。まちの財政負担を今後どのようにするのか。今回がその決定するときの潮時であると。時期を明確に決めるべきである。今までのこの言い方というのは、政策転換をするべきとしているのではないかという意味で申し上げさせ

ていただいています。また、休止するべきときには最小限の稼働にすべきであり、稼働するにしても固形燃料の生産はペットボトルや雑がみなど町内で収集できる原材料の範囲で、最小限の経費をもって行うべきである。このような意見にまとまりました。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。ほかにございますか。

3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） いぶき、吉谷です。先ほど山田委員のほうからも出ましたように、国との協議では、事業を休止というのは補助金一括返還するという状況を考えますと、今は難しいというところを踏まえて、実証実験や、今後室蘭工業大学の協力を得て効率的な生産に努めるというようなことであります。それともう一つは、用途変更です。医療廃棄物の処理であったり、牛ふんを堆肥化するなど、こういったことについても検討すべきではないか。その上で事業の方向性などを見きわめるべきだというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかにありますか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。一つは、補助金と起債を一括返還すると。これは建物についてはちょっと今出ましたようにやめた場合、違う活用ができると思うのだけれども、やはり一括返済のめどをいつでみるかと、ここはやはりきちんと方向を出すべきではないかと。例えば一括返済は補助金が返さなくてもよくなるのかどうかというのはいくら聞いてもよくわからないのです。国のほうの。だから全額一括返済をしなければいけないというので、34年には3億円切るわけですけれども、こういうところをやはりきちんと目指して一つ取り組むと。きちんと方向づけをはっきりさせると。それともう一つ、やはり先ほども出ましたけども、燃料ごみをたくさん集めて、それに見合った処理、要するに副資材買わないという意味です。そうすることによってコスト下げられますから、要するにコストを最大限に下げるという意味です。もうとにかく、今、動かしている部分の。しかし、それでも赤になるのははっきりしているわけですから、やはり期限を切って、これは財政健全化の中で予算見ていないから32年までは無理かもしれないけれども、それ以後の中でそういうことを考えると。そして、実際にあの施設を壊すだけでも1億6,700万円ですか、かかるとなっているわけですから、例えばそういうものは今言われたような施設転換、それから今町の陣屋の奥にある昔の処理場、処分場、あれをやはり日本製紙がきちんと貸してくれれば、あそこトラック上がって図れるような仕組みがみんなあるのですね。ですからあそこからこちらへ持ってきて資源ごみの分別だとか、そういうことをやることによって町民があそこまで行かなくてよくなりますので、そういう部分もありますから、そういう転換を含めてちょっと考えられないものなのかというような、やはりバイオマスのちょっと後の方向づけをきっちりすべきではないかということでもあります。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 何点か。まず、副資材としての購入経費を削減して、最大限支出を抑えるということは、今まで皆さんから出た意見と同じです。もう一つは、やはり町民への現状

の説明をしっかりとしなければいけないということです。まずはこの4年間で、私は2年間だと思っ
ているのですが、この4年間のプランでしっかりと町民と一緒にこのバイオマス燃料化
施設を考えるとということが大事になってくると思います。そのために、先ほど言われた副資材、
これを町民力を使って、町民にお願いをして、しっかりまちが説明責任を果たすというのは、
私はそういうことではないかと思うのです。しっかりと町民への現状説明をしていくというこ
とが大事になってくると思います。それぐらいにしておきます。町民とともにこのバイオマス問
題を考えることが重要であるということです。

○委員長（小西秀延君） 大体、会派の考え方は、今の皆さんから発表いただきました。それ
について、大まかに副資材の件とかでは結構皆さんのご意見が一致できるかと思っていますの
で、その辺も含めて討議のほうをお願いしたいと思います。皆さんからご意見あればどうぞ。
施設転換という点でも何種類かの種類は出ました。大きく施設の今後、その後ですね。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） だから、今後の4年間でプランに反映させるべき事柄とその後の方向
性についての考え方というのは、多分二つに分かれるのかと思いますし、このプランにどう反
映させていって、今後の考え方についてどうなのかということ、そういう分け方で考えたほ
うがいいのではないですか。この4年間の中で多分その方向性を実現できる問題だとも思わな
いですし。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。今、各会派の意見を拝聴して、基本的には同じなの
かと思っていました。その施設転換の方向性を見定め方という部分、そして、その現状運転を
続けていくにあたって、なるべく効率のいい、例えばその副資材を町内調達で、簡単に言えば
買わないでと、そういった部分もかなりの部分、私の印象としては一致していると思ったので、
そういったまとめで、しかるべきときにやはりきちんとした方向転換というか、政策決断をし
ていくべきだということ、まとめればいいのではないかというふうに感じたのですが。

○委員長（小西秀延君） 9番、及川保委員。

○委員（及川 保君） おおよそのところで皆さんこれは一致しているのだと思うのです。ま
ちも、この事業については、この今計画は出されたのだけれども、これで安定していますでは
なくて、先ほど来出ているように、少しでも運営費を下げる努力を、これを絶対やっていかな
いと、なかなか町民に受け入れられないということをきちんと明記すべきだと思うのです。だ
らだらと同じような状況が続けていくのはだめだということ、しっかりと明記しておくべきだ
と思います。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 及川委員からだらだらやっていってもという言葉があったけれども、
これはだらだらやるしかないのです。やるしかないのです。どんな形になろうが、今抱えてい
る、補助金の返還ではないです、まちの起債分、ということは太陽光発電もそうだし、バイオ

マスボイラーもあるのです、この起債の分はただだらいくしかないのです。どんな方法もないから、いくら言っても言ってもこの方法しかないのです。まちもやることはやっていると思います。農林水産省にいて、国会議員を使っているいろいろやっているのもわかっています。耳に入っています。それでもやる方法がないからだらだら、このだらだらが1億2,000万円ですね。去年のいうなれば収入引く支出、ここから引くと1億2,000万円なのです。これがだらだらずっといくのです。このだらだらというのは、これは補助金の返還しない方法なのです、補助金の返還しない方法。これは終わりまでいくしかないのです。ですから私は、戸田町長がバイオマスも港も間違っていないのだと、間違っていない判断なのだ、やったのは正しかったと私の質問に何度も言っています。そうであれば、やはりその責任は多少取らなければいけないから、私は45%の給与削減は多すぎるけども、飯を食えるのかと、ですから半分程度ぐらいは、やはり最低でも32年ぐらいまでは、本当に普通のまちになったといえる、そのところまではやるべきだというのが、あまり言っていないけどもそんな考え方で言っているのです。これがどんな形であろうが、先ほどから皆さんの出ている町民に1番負担の少ない方法、それは資源を買わないで、今あるもので間に合わせて、できるだけ少なく少人数でやっていく。そしてまさに町民に1番負担の少ない、もっともっと負担の少ない方法をやっているってほしいというのが、何度何度も私も言っているし、会派の意見なのです。みんなそうなのでしょう。だから、決して議会在がこれでいいと言ったわけではないということだけはきちんとしておかないとだめなのです、大事なことは。

○委員長（小西秀延君） これからの運営についても、最大限町民の負担を削るべく、先ほど皆さんからご意見をいただいている副資材についても、買うという方向ではなく、なるべく町民にお願いをして町内調達できるような形をとり、規模も縮小を考えられる部分も考えていただき、今後の新たな政策転換を図れるまでは、そのような形で推してもらおうと。今後については、その政策転換をきちんと後に提示をしていただくというような形で施設の転換も考えていってもらおうというような形でよろしいでしょうか。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） そういうことがこの特別委員会できちんと話された、このことをやはり町民にきちんと説明する。このことが私は大事だと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように記載をさせていただくことといたします。これも先ほどと同じくまた文章が適切であるかどうか、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは次に、4点目の白老町立国民健康保険病院事業について、討議があります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 会派きずなの意見です。白老町立国民健康保険病院事業につきましては、介護老人保健施設きたこぶしを残す方法を考えるべきである。

2点目に、公益的病院として町民に信頼される病院経営を目指し、経費節減に努め、医業収益を上げ、繰出金削減を図るべきである。白老町の財政の中でやはり繰出金というのは大きな部分が占められてきております。この中で、やはり国民健康保険病院として繰出金を削減をしていかなければ、白老町の財政自体が計画どおりに進んでいかないので、やはりこのところはきちんとやっていただきたいというのが私どもの会派の意見としてまとめました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 公明党、氏家です。1点だけです。今、西田委員のほうからもお話があったとおり、私たちも今後も患者数の目標値、それから収支計画、それから施策項目を着実に実行することが大事であるというこの1点につきました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 会派いぶきです。私どもも公明党さんの意見と同じであります。現状では、今それしかというか、それを着実に実行することが1番だというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。私どもみらいもやはり経営改善計画にきちんと取り組んでいただいて、一般会計からの繰出金の縮減に努めていただくという、今はこのことだけだと考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。病院改善計画きちんとやってもらうということしかないのですけれども、管理者としての町、ここがどんな努力をするか。今の状況でいうと、やはり外科の医師の確保というのは、改築にももちろん関係あるのだけれども、私はここをやらないと改善にならないのではないかと思います。ですから、ここを管理者も含めて、本当にここで努力をするということがないと、町立病院の将来は危ないのではないのかと本当に思うのです。ですから、世代交代を含めて、やはり医者確保を病院と管理者がどう連携してきちんとやるかというあたりに徹底して、もう集中してそこをやるというようなことが必要ではないかということでもあります。

○委員長（小西秀延君） 皆さんの会派の意見、大体似ているのかというふうに思われます。経営改善計画、そこに示される患者数や収支計画をきっちりやり、繰出金をきちんと抑制していくべきであると。また管理者、町として外科医師確保というのは、これは皆さんの会派で一致していけるのかというようなことで押さえております。また、きずなさんからありました介

護老人保健施設きたこぶし、これを残すべきというのが、きずなさんから出ておりますが、収支バランスとして難しいというような町の見解もございましたが、その辺はちょっと皆さんからご意見ももらいたいと思いますが、いかがですか。

11 番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） きたこぶしを残してくださいという言い方ではなくて、残す方法を考えるべきだと思います。だから、町立病院として、きたこぶしができないのであれば、そのきたこぶしにかわる代替案を考えると、何かきたこぶしという存在というか、そういう介護老人施設というのですか、老健施設を何らかの形で残す方法を考えるべきだという意見です。

○委員長（小西秀延君） きたこぶしとなるとちょっと改築のほうにもかかわってくるのかと思うのですが。改築基本計画のほう。改築計画ではそちらを残すべきか残さないべきかというのは結局、論議されることになろうかと思うのです。そちらと一緒に議論したほうがよろしいかと思うので、そちらのほうに回させていただいて、ここ病院としての計画の部分では、先ほど言わせてもらったところで意見をまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、意見としてそのようにまとめさせていただきたいと思います。

それでは次に、5 点目に入らせていただこうと思いますが、改築は改築で別に会派で取りまとめてやっていますか。一応、意見が会派からあればお聞きして、ちょっとここはかなり意見が出るかと思うので、今日中にちょっとできるかどうかわかりませんが、意見をいただきたいと思います。

6 番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6 番、公明党、氏家です。町立病院改築事業については、まずは持続可能な病院づくりを目指すべきだということが 1 点です。それから、中心市である苦小牧、または登別、室蘭、こういったところとの連携を図りながら、地域の開業医との連携による町立病院のあるべき姿をやはり考えるべきだということです。それから、新たな地域医療のあり方を考えるときに、地域包括ケアの充実が重要であることは言うまでもありませんが、こうしたことを考慮し、いま一度白紙に戻して考えるべき事項ではないかと考えます。なぜかという、今は白老町にとっての町立病院のあり方というのは、これは別に書かなくていいです、新しく建てかえることがもう決まった以上、白老町に必要な病院、またこれもあったらいいね、あれもあったらいいねというような議論ではなくて、しっかりとしたそういったベースに立った議論を進めないと、工事が目の前にもう迫っている段階で、やはりどういった病院が本当に今必要なのかということ、しっかりまちが考えないと話が進んでいけないと思うから、今ここで白紙に戻しておくということがやはり私は大事なのかと思います。例えば町立病院を守る会とかのいろいろな懇談の中からも見えることで、賛否両論があるわけですから、そこはしっかりとした理事者の考え方を示さないと話が進まない、そう思います。ですから、こういう病院が

できるのではないかと、こうなるのではないかと今憶測の中で物事が進んでいるような状況であって、そうではいけないと思う観点から、一度白紙に戻して考えるということが大事だということでございます。もう一つちょっと、これは工事の着工が多分32年なのです。32年になるということは、このプランから外れるのですね。変な話、プランから外れるものを今プランの中で議論しなければいけない。基本計画、基本設計関係が入るからここで議論しなければいけないのだと思うのですけども、ちょっと私は別な部分、プランとは外して、これは議論したほうが良いような気がするのです。基本設計等々も、はっきり言って、実際その形が見えないと組めないものですね。想定される経費については載せてもいいのかもしれないけども、あくまで推測ですね。ですから、これをプランの中で私たちが議会で議論する。特別委員会の中で議論することがどうなのかということも含めて、皆さんに考えてもらったほうがよろしいのではないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） ただ着工が32年ですけども、ある程度実際には32年前に基本設計等々が絡んできますので、その辺がちょっと。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） だから基本設計に関する設計料はある程度、大枠でもって見れるわけでしょう。それはそれでいいのだけでも、でも、具現化するその町立病院というもののあり方についての、改築についての議論というのはできないと思います。わからないです。それはちょっと皆さんに話を聞いてください。

○委員長（小西秀延君） 言っていることはわかりました。ほかにありますか。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） これは一方的にいくら議論してもどうなるのですか。やはりそこは向き合って、理事者と向き合ってやらなかったら、ただ一方的に議論しても、これはどうにもならないことではないですか。大事なことから。私はそう思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） ちょっと今、氏家委員や松田委員のお話聞いて、私も、これは財政健全化プランの議論ですね、見直しにかかっている議論で、確かに調査費だとかも実際に載っていますのでしてもいいとは思いますが、ただ、本来病院の改築をして目指す病院のあり方だとか、本来そういった話になってくるべきですね。けども、財政健全化プランは、これは財政に一定の財政出動の制約をかけながら、要は管理をしていくということですね。だから、この財政の健全化の見直しの議論の中で、目指していく病院の議論を交わすことというのはどうなのかというのが正直な感覚なのです。だから、いやいやするべきだというお考えがあれば伺いたいと思うのですけども、ただ私自身の考えとしては、ちょっとそういうことを踏まえて話をしていくのはすごく難しいし、今示されている総工費というか総事業費の枠組みの中の議論になるのか、それこそ白紙にというお話もありましたけども、本当に自由に目指していく病院の姿というのを議論できるものかと、ちょっと今この段階ではしにくいというのが率直な感想

なのですけども。

○委員長（小西秀延君） 確かに今ご意見をもらう中では、行政から若干この部分、プランの中でも説明がありましたので、一応大きくまちづくりにかかわることですので、説明があった部分として載せていただいておりますが、ちょっと皆さんからこれがプランの見直しについての特別委員会の中で議論して進んで、委員会としての目的にそぐうものなのかどうか。

暫時、休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時36分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開します。

本日、5点目として、病院改築事業について討議をして改築の意見をまとめるということになっておりましたが、今、各委員からちょっとこの場になじまないのではないかというご意見をいただきました。今後、この件に関しましてはプランで意見を述べ、町に報告するというのはちょっとプランの見直しとしてはそぐわないという判断をさせていただき、今後どのような取り扱いをしていくかということは、議会運営委員会等でお諮りをいただいて、別途、別な場所で、まだどのような場所という確約はできませんが、別な場所で議論をしていくような方向でいければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時54分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日は、5点目の病院改築事業についての討議にとどめたいと思います。これをもって、本日の討議を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、後日、全体的な総論、将来性を含めてということで総論の皆さんからご意見をちょうだいしたいと思います。

次に町側から国民健康保険料試算（納付金仮算定）の結果について、説明の申し出がありますので、畑田町民課長からの説明を求めます。これから配付資料をお渡します。

暫時、休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

国民健康保険料試算の結果について説明を受けたいと思います。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それではお手元に資料を配付していると思いますが、国保の広域化に伴いまして、各市町村の標準保険料率の仮算定の結果が11月1日北海道より公表されたところです。11月1日公表ということで、きょう説明というような形でちょっと期間としては遅れたことはここでお詫びいたします。

それでは、資料のまず1ページからちょっと簡単に説明させていただきます。初めに今回の保険料の試算の趣旨というようなことで、これは北海道のほうで発表された部分なのですが、記載のとおり三つほど趣旨がございまして、その中の四角で黒印になっている3番目なのですが、今回の試算は保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲などを市町村と協議する際の参考とするものということで、この試算結果についてはまだ決定ではあくまでもないというようなことをちょっと頭に入れていただきながら数字等を見ていただきたいのですが、今回の公表については、47都道府県の中で北海道が最も早かったというようなことをいっております。それで、今後は4番目のスケジュールのところにも書いてありますが、市町村や北海道の国民健康保険運営協議会などの説明や意見聴取を行った後、来年の7月に運営方針を決定したいと、そして公表していきたいと。1番かなめになる標準保険料率につきましては、来年の10月ごろに各市町村に提示するというような予定になってございます。

それでは次の2ページ目から、資料というのは今回の公表の中の資料ということでご説明いたします。2ページ目は胆振管内と白老と類似している市町村を挙げた形で数字を出しております。

その前に1ページ目に戻っていただきます。2番目の白老町の今回の試算結果ということで、これはモデル世帯が道のほうで決めていまして、年間所得が200万円で夫婦2人の世帯ということで試算した結果、試算の結果の保険料については39万7,200円となりました。現在の保険料率で算定すると33万2,900円、6万4,300円の増額、率で直すと19.3%の増額になったということになります。

3番目、道内の市町村の状況であります。177の保険者がありまして、増額になった市町村は93市町村、割り合いにすると52.5%、その中でも30%以上の増額になったところは20市町村、減額は83市町村、率にすると46.9%、このうち83市町村のうち、30%以上の減額になったのが3市町村、同額が1町です。というような道内の結果となっております。

4番目です。今後のスケジュール、先ほどもちょっとご説明しましたが、今月の18日金曜日、あさって、苫小牧で胆振、日高管内の市町村連携会議が開催されまして、北海道から職員が出向きまして、今回の結果、あるいは今回の結果に基づいた各市町村からの意見聴取などを、胆振管内は11月18日苫小牧市で開催される予定です。その後、道のほうの29日、北海道のほうの運営協議会が開催されまして、運営方針の素案の諮問と審議が始まると。来年ですが、1月には、今回は1回目という形の試算なのですが、2回目の試算が1月中に行われるということ

になっております。この2回目の試算につきましては、今回の1回目の試算よりもっと精度を高くした試算というようなことで考えています。来年の2月から7月までもありますが、最終的に先ほど言いましたけども、運営方針が決定されるのが7月ということで、そのあとに10月頃に標準保険料率の提示が各市町村に示されるというような形になってございます。

2ページ目をお願いします。2ページ目は、今回の試算結果を胆振管内と類似市町村でちょっと数字を出してみたところなんです。この中でまず見ていただきたいところが、網掛けの部分の試算保険料、現行保険料、保険料増減比率というような形でござらんになっていると思いますが、ここをちょっと見ていただきたいのですが、例えば室蘭市の場合、1番上の室蘭市の場合です。試算の保険料が37万8,200円になったということで、その右側のほうにいきまして現行保険料が40万900円となっております。それで増減額については2万2,700円の、室蘭市の場合は減額、減額率は5.7%というようなふうに見ていただきたいと思います。それで白老町にいくのですが、先ほどもちょっとお話ししましたが、試算の保険料が39万7,200円、現行保険料が33万2,900円、増額が6万4,300円で、率として19.3%の増という形になっております。白老町の中で保険料、保険税を計算するためには所得割率、均等割額、平等割額と、この三つで成り立っているのですが、これを国保に比較しますと所得割が、従前11.98%だったのが、試算では12.68%と、0.7%所得割が伸びた形になります。均等割については、現在が2万8,100円でありましたが、試算では5万3,849円と、2万5,749円、91.6%の増額というような試算結果が出ております。あと最後は平等割、平等割については現行が3万7,100円だったのですが、それが3万5,991円と、ここでは1,109円の減額で3.0%の減額となっています。これより管内の状況을載せておりますが、現行より増額となった市町は白老を含めて7町、減額は4市全てが減額となっているところです。

1番下、北海道の欄、網掛けになっていると思いますが、ここは道内の市町村の平均、北海道の平均値というふうに見ていただきたいと思います。

次に(2)です。胆振管内市町村の主な項目の順位ということで、まずは左から1人当たり所得金額、ここの1位は厚真町で、記載されているように103万7,936円、白老町が管内では8位ということで44万4,402円という形になります。次に医療費指数、この医療費指数というのは、1人当たりの医療費について全国平均を1とした場合の、それぞれ各市町村の数字ということで高いほど単純に言えば病院にかかっている人が多いし、お金がかけているというふうに理解してもらえばいいと思いますが、この中での1位は壮瞥町が1.3340、白老町が管内では1.1338の6位ということになっております。次に試算後の保険料、所得割率、均等割額、平等割額は、それぞれ白老町が試算の結果、トップに1位になっているというような状況です。現行の保険料です。現行の保険料の1位は室蘭市で40万900円、白老町が33万2,900円で、現行では9位となっております。次に所得割率、これも室蘭市が1位で14.10、白老町は11.98%で6位という形です。均等割額、これも室蘭市が1位で4万6,310円、白老町は2万8,100円で9位と。あと平等割額は、むかわ町が1位で4万5,000円、白老町は6位で3万7,100円と

いう形になりまして、最後の保険料の試算額と現行額の増減額と率では、1位が豊浦町の10万8,300円の増と、率としては39.9%の増になると。白老町は3位ということで6万4,300円の増で、19.3%という形になると思います。

続きまして次のページです。ここでは道内市町村の保険料額の増加率でのベスト5ということでちょっと出してみました。ご覧のとおり、第1位が幌加内町で試算の結果は37万4,300円、現行が16万5,600円で、20万8,700円の増額となって、率とすると126.0%増額ということですから、倍以上になるということです。そして2位以下は記載のとおりですが、白老町といますと増加率が19.3%で、順位としては上から38位ということになっております。

それと次に(4)です。保険料額の逆に今度は減額率のベスト5ということで、低くなった市町村です。第1位が天塩町で試算結果が38万900円、現行が56万9,600円、18万8,700円の減となりまして、率としては33.1%の減額となっております。2位以下は記載のとおりであります。

(5) 試算後の保険料額、今度は額での上位ベスト5ということで出してみました。第1位が増毛町、試算後の保険料が43万5,600円、現行が35万6,200円で、7万9,400円の増額、率としては22.3%、2位以下は記載のとおりであります。白老町は39万7,200円ですので、全道では額としては9番目に高いという形になっております。

続きまして4ページです。(6) 試算後の保険料、今度は保険料額が下位のベスト5ということで、低いベスト5になります。1番低い第1位がニセコ町になりまして、試算後の保険料が33万4,700円です。現行が43万400円なので、9万5,700円の減額となったということで、率としては22.2%の減額となっております。2位以下は記載のとおりでございます。

あと次の5ページ、6ページですが、これは北海道が公表しました全道の現行保険料と試算保険料との比較と、全部で177保険者全て網羅されているものでありますので、6ページ目の真ん中あたりに白老町、一応蛍光ペンで線を引いておりますが、このような形で出ております。ですから参考までにどこのまちがどのぐらい上がったかとか、下がったかとか見る場合はこの5ページ、6ページを見ていただければわかるかというふうに思います。それでこの結果を受けまして、どういうことがこの結果から見えてきたかということで事務局、私どものほうでちょっと見てみたのですが、保険税が上がったり下がったりする市町村が当然出てきたわけなのですが、傾向としては1人当たりの所得と医療費指数、全国を1にした場合の各市町村の医療費の度合いですね。それがやはり1番大きくかかわってくるのかというふうに分析しているところです。例えば1人当たりの所得が低くて、現行の所得の所得割率が北海道の平均より大きく設定している市町村は保険料も低くなる傾向があるのかということで、白老町の場合、1人当たり所得が44万4,402円ということで、全道では144位というような形になっております。こういうところを見ても白老の所得の取得割率は若干0.7上がったのですが、やはり所得が低いことによって上げ幅も小さかったのかというふうには感じております。逆に1人当たりの所得が高くて、現行の所得割率を北海道の平均よりも小さく設定している市町村

は保険料も高くなる傾向があるのかと。あともう一つは医療費指数ですけども、医療費指数が高くて、単純に言えば高いところは保険料も高くなる傾向があるということで、白老町の場合の医療費指数が1.1338で、全道で55位というようなことで、高いほうに分類されてくるのかというふうに思っています。医療費指数が低いと保険料も低くなる傾向にあるのかというふうに分析しております。あと白老町が増額になった主な要因というのですか、これについては今もちょっとお話ししましたけども、まず所得割率は11.98から12.68と0.7%の増ではありますけども、ある程度は微増に抑えられているのかということでもあります。それと均等割、この額については2万8,100円から5万3,849円と91.6%と大幅にアップしているのですが、ここが今回の白老町が増額になった大きな要因、均等割にあるのかというふうには押さえておりません。道内、管内と比較しましても、現在も1人当たり2万8,100円という設定については低いのかと。全道平均でいくと3万9,496円で、約4万円になりますので、ここが低かったことによって今回の試算保険料が上がったのかと。これも一つの要因かというふうに考えております。あと平等割額につきましては、逆に3万7,100円から3万5,991円と下がっております。ここでも抑えられているのかというふうに分析しております。次に今回の北海道のこの試算結果を受けまして、白老町の保険税を今後どのように考えていくかということになりますが、試算結果からいってもモデル世帯で19.3%の現行の保険料と比較して増になるという結果が出ました。今後、先ほどもちょっとお話ししましたけども数値の精査や分析、あと市町村からの要望等は北海道のほうに行われます。なので、この増加率が19.3%という率そのまま最終的に決定するとは私どもも考えておりませんし、当然いくらかはわかりませんが下がる形にはあると思います。その今の19.3%が10%ぐらいになるかどうかというのはちょっとわかりませんが、いずれにしてもこの上げ幅というのは下がっていくというふうには想定しております。ただ、今後の考え方としては、減額、今の保険料より下がるかという形になりますと、それはちょっとなかなか難しいのかというふうに思っております。なので、新しい制度が始まる平成30年度においては今の現行の保険料を上げざるを得ない状況に今の時点ではあるかというふうに考えてございます。また、どのような考え方で上げるにしても、上げていくかということにつきましては、最終的に北海道の運営方針が決定されて白老町、全道各市町村に標準保険料率などが示されてから議論していきたいというふうに考えております。そういうような考え方で町の対応を、これから先ほど言いましたように18日にも北海道の説明会ありますので、そういうような中で不明な点を確認したり、こういうふうに例えば激減緩和というような措置も設けられるように聞いておりますので、その対象範囲を大きくしたり、期間を拡大したり、そういうような要望はしていきたいと。当然、上がる市町村はそういうような要望が多分出てくると思いますが、そういう中で今後の対応は考えていきたいと思っておりますが、今後のまた議会対応ということも当然考えなければなりません。今ちょっと私どもで考えているのは、先ほども何回もお話ししましたが、30年度の標準保険料率というのはこれから北海道の運営方針が決定され、そのあとに標準保険料率が決定されます。その標準保険料率が出ることによって初めて白老町の30

年度の納付金とか、税率、取得割率とか、均等割額とか、平等割額が提示されるわけです。それが来年の10月ぐらいに予定されているということになっておりますので、それが北海道のほうから示された後には、また再度議員の皆さんにその結果なり、今後の対応についてご報告なり、協議していきたいと思っております。以上ですけれども、簡単であります、一応今回の試算結果の報告にいたしたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご質問があります方はどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 3時28分）